


羽村市  
重層的支援体制整備事業  
実施計画



令和8年3月

羽村市 



# 目次

第1章	はじめに	1
1	背景	1
2	重層的支援体制整備事業の実施により羽村市が目指す姿	2
第2章	重層的支援体制整備事業実施計画の策定	3
1	計画の位置づけ	3
2	第六次羽村市地域福祉計画等との関係	3
3	計画期間	4
4	計画の策定体制	4
第3章	重層的支援体制整備事業	5
1	重層的支援体制整備事業の枠組み	5
2	重層的支援体制整備事業と既存事業との関係性	6
3	重層的支援体制整備事業の支援フロー	7
4	重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4各号）の概要及び支援の展開	8
	(1) 包括的相談支援事業	8
	(2) 参加支援事業	10
	(3) 地域づくり事業	10
	(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	13
	(5) 多機関協働事業	13
第4章	計画の評価及び進行管理	16

## 第1章 はじめに

### 1 背景

近年の日本では、地域や家族等の「つながり」が弱まる中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がいない、あるいは制度の狭間での孤立により「生きづらさ」を感じる人が増加しています。また、「8050問題」や「介護と育児のダブルケア」、「ヤングケアラー」等の事例は、家族構造の変化と多様化に伴って深刻化しており、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分な対応が困難となっています。

このように、これまでの社会構造や人々の暮らしに変化が生じていることから、現在、国では「地域共生社会」の実現が目指されています。（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

国は、この地域共生社会の実現に向け、制度の持続可能性を確保することを目的として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」を改正し、地域福祉の推進の理念を明記するとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定し、これを根拠としたモデル事業を展開しました。

そして、これらの成果や各自治体における属性横断的な支援に向けた気運の高まりを受けて、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により改正された社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等を規定することによって、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとしました。

市では、これまでも「市がコンパクトであるからこそ、連携が取りやすい」という強みを活かして、福祉の各分野（介護、障害、子供、生活困窮）の事務に携わる職員が共通して関わるケースについて情報共有の場を設けたり、緊急的な事案が発生した際には相互に協力したりと、日常的な連携が取りやすい環境の整備に努めてきました。今後、そうした環境の中で積み重ねた連携の土壌を活かし、横断的かつ、個別支援と地域づくりが相互に補完・連携強化することを通じてより暮らしやすい市を実現していくため、この「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととしました。

## 2 重層的支援体制整備事業の実施により羽村市が目指す姿

市は、令和3年度に策定した羽村市基本構想で、「まちに広がる笑顔と活気もっと！くらしやすいまち はむら」を将来像として掲げています。そして、第六次羽村市地域福祉計画ではこの将来像の実現に向けて、市民一人一人が、地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるように、多様性を認め合い、市民や地域の様々な主体が参画し、つながり、助け合い、支え合いながら、地域を共に創っていく社会を目指すことを示しています。

市では、この理念のもと「真に福祉が必要な市民を誰一人として取り残さない羽村市」をスローガンに、「重層的支援体制整備事業」を実施し、各課の連携を一層強化することで、職員が仕事を抱え込まない仕組みづくりを行うとともに、今まで支援につなげられなかった市民に対し、必要な支援を届けます。

## 第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

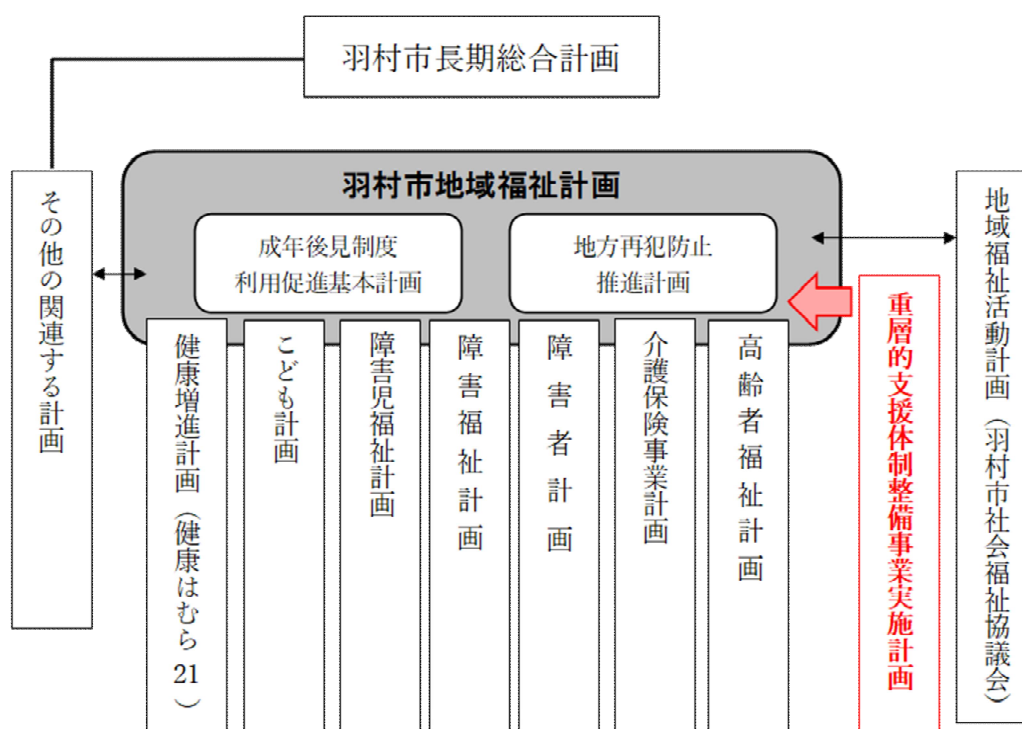
### 1 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」であり、当該事業の円滑な実施のために市における福祉施策の提供体制に関する事項等を定める実施計画を策定します。

### 2 第六次羽村市地域福祉計画等との関係

社会福祉法第107条の規定に基づき令和6年3月に策定した「第六次羽村市地域福祉計画（令和6年度～令和11年度）」は、福祉分野の上位計画です。本計画はこの地域福祉計画の理念に基づき、地域福祉の一層の推進を図るために策定するものであり、重層的支援体制整備事業は当該計画において基本目標として掲げる「包括的な支援のしくみづくり」に位置付けている具体的な施策です。

また、「羽村市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」、「羽村市障害者計画、第7期羽村市障害福祉計画及び第3期羽村市障害児福祉計画」、「羽村市こども計画」、「羽村市健康増進計画・羽村市食育推進計画「健康はむら21（第三次）」」等の羽村市が策定した計画とも整合・連携を図り地域福祉の推進を図ります。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は4年間（令和8年4月1日から令和12年3月31日まで）とし、事業の取組状況を踏まえて中間見直しを行います。

なお、「第六次羽村市地域福祉計画」の期間終了後は、本計画を「第七次羽村市地域福祉計画」に包含する形での策定について検討します。

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署により構成する羽村市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討委員会において、検討・審議を行いました。

また、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会や民生児童委員協議会からの意見・要望を反映しました。

### 第3章 重層的支援体制整備事業

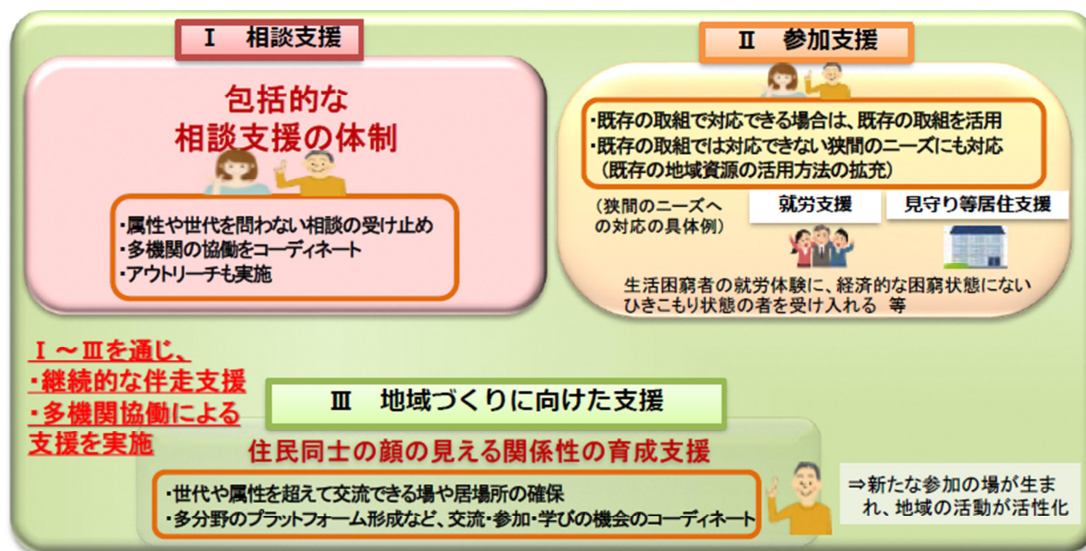
#### Ⅰ 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、制度の縦割りを解消し、市民の複雑化・複合化した生活課題に対する包括的な支援体制の構築を推進するため、Ⅰ「相談支援」、Ⅱ「参加支援」、Ⅲ「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱に次に掲げる5つの事業を一体的に実施していくものです。

- ・ 包括的相談支援事業
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 多機関協働事業

事業の実施にあたっては、福祉の各分野ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金（社会福祉法第106条の8及び第106条の9）」が交付されます。

#### 重層的支援体制整備事業の全体像



※ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室資料「重層的支援体制整備事業について」より抜粋

## 2 重層的支援体制整備事業と既存事業との関係性

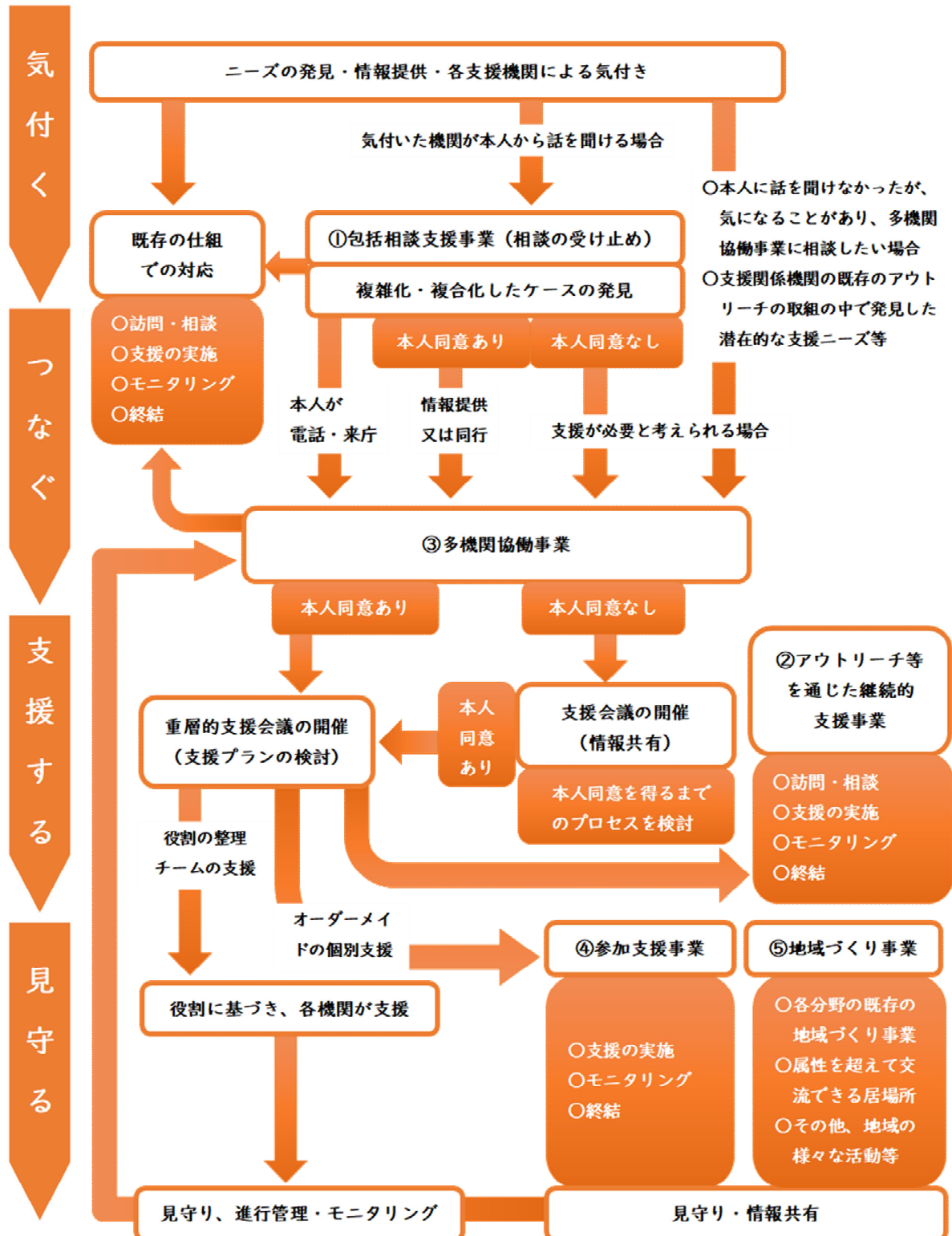
重層的支援体制整備事業の実施に際しては、既存事業として実施している相談支援事業及び地域づくりに関する事業の取組を生かしていく必要があります。

各事業と既存事業との関係性は次の表のとおりです。

事業名 (社会福祉法の根拠条項)		分野	国が示す既存事業 (根拠法令)
包括的相談支援事業 (第106条の4第2項第1号)	イ	高齢	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号)
	ロ	障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)
	ハ	子育て	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)
	ニ	生活困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)
参加支援事業(新規) (第106条の4第2項第2号)			<b>新規</b>
地域づくり事業 (第106条の4第2項第3号)	イ	高齢	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)
	ロ		生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項第5号)
	ハ	障害	地域活動支援センター 障害者総合支援法第77条第1項第9号)
	ニ	子育て	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)
	一	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ( — )
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第106条の4第2項第4号)			<b>新規</b>
多機関協働事業 (第106条の4第2項第5号)			<b>新規</b>

### 3 重層的支援体制整備事業の支援フロー

支援を必要とする人に気づき、つなぎ、支援していく基本フロー



#### 4 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）の概要及び支援の展開

##### （1）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

###### ① 事業の概要

包括的相談支援事業は、福祉の各分野において実施している既存の相談支援を一体的なものとして、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、市民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

受けた相談のうち、当該相談を受けた支援関係機関のみでは解決が難しい場合には、支援関係機関のネットワークを活用し、連携を図りながら支援を行います。また、相談者の抱える生活課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関内の役割分担の整理が必要な事案の場合には、多機関協働事業につなぎ、支援関係機関で連携を図りながら支援を行います。

###### ② 支援の展開

###### ■地域包括支援センターの運営

主な対象者	高齢者及びその家族等
事業内容	包括的支援事業、指定介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業に関する業務、地域支援事業の任意事業に関する業務
支援機関の名称 (所在地)	羽村市地域包括支援センターあさひ (羽村市富士見平1丁目3番地1) 羽村市地域包括支援センターあかしあ (羽村市玉川2丁目6番6号) 羽村市地域包括支援センターあゆみ (羽村市羽加美1丁目9番地2)  ※羽村市地域包括支援センターあゆみ 令和8年7月1日以降の所在地 (羽村市小作台3丁目8番地4)
運営形態	委託
所管課	高齢福祉介護課

**■相談支援事業（基幹相談支援センター事業）**

主な対象者	相談支援事業者等
事業内容	障害者等への総合的かつ専門的な相談支援に関する こと、地域の相談支援体制の強化に関する こと、支援関係機関との連携強化に関する こと、障害者等に対する権利擁護及び虐待 防止に関すること
支援機関の名称 （所在地）	基幹相談支援センター （羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1（羽村市役所内））
運営形態	直営
所管課	障害福祉課

**■利用者支援事業**

<b>こども家庭センター型（市事業名：こども家庭センター事業）</b>	
主な対象者	妊産婦、子供及びその保護者等
事業内容	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する 包括的な支援、子供と家庭に対する虐待への予 防的な対応から個々の家庭に応じた支援
支援機関の名称 （所在地）	羽村市こども家庭センター （羽村市緑ヶ丘5丁目5番地2（羽村市保健 センター内））
運営形態	直営
所管課	こども家庭センター （羽村市緑ヶ丘5丁目5番地2（羽村市保健 センター内））
<b>妊婦等包括相談支援事業型（市事業名：伴走型相談支援事業）</b>	
主な対象者	妊産婦及びその世帯
事業内容	妊産婦及びその世帯に対する相談支援事業、 妊娠期から子育て期までの切れ目のない 伴走型相談支援
支援機関の名称 （所在地）	羽村市こども家庭センター （羽村市緑ヶ丘5丁目5番地2（羽村市保健 センター内））
運営形態	直営
所管課	こども家庭センター

### ■自立相談支援事業

主な対象者	生活困窮者
事業内容	生活困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進
支援機関の名称 (所在地)	生活自立相談窓口 (羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1 (羽村市役所内))
運営形態	直営
所管課	社会福祉課

## (2) 参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)

### ① 事業の概要

参加支援事業は、既存の参加支援に向けた事業では対応できないような狭間のニーズや課題を抱える地域住民が、円滑に社会生活を営むことができるようにするため、地域資源等を活用して支援を行うものです。

具体的には、相談者本人やその世帯のニーズ、抱える課題の把握と、地域資源や地域の支援メニューをコーディネートし、マッチングを行うとともに、必要に応じて既存の地域資源の対象の拡充を図るものとなります。

### ② 支援の展開

運営形態	委託
支援機関の名称 (所在地)	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会 (羽村市栄町2-18-1 (羽村市福祉センター内))
所管課	社会福祉課

## (3) 地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

### ① 事業の概要

地域づくり事業は、市が実施している既存の地域づくりに関する事業の取組を生かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うことで、地域住民が地域において自立した日常生活を営みつつ、地域社会に参加する機会を確保するための支援を行うものです。

そして、この事業を通じて、地域生活課題の発生防止又は解決に係

る体制の構築及び地域住民が主体となって地域住民相互の交流拠点の創出を援助していくことを目指すものとなります。

## ② 支援の展開

### ■地域介護予防活動支援事業

主な対象者	被保険者及びその支援のための活動に関わる者
事業内容	通所型サービスB(住民主体によるサービス)の補助、介護予防リーダーの育成及び研修
拠点の名称 (所在地)	まいまいず健康教室 (市内10か所の地域会館)
運営形態	補助事業(体操教室)、直営(育成及び研修)
所管課	高齢福祉介護課

### ■生活支援体制整備事業

主な対象者	被保険者及びその支援のための活動に関わる者
事業内容	生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議(ごじょ互助トーク会)、生活支援スタッフ研修
拠点の名称 (所在地)	高齢福祉介護課 (羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1(羽村市役所内))
運営形態	直営
所管課	高齢福祉介護課

### ■地域活動支援センター事業

主な対象者	障害者
事業内容	在宅の障害者に対する自立生活と社会参加の促進を図るための相談及び情報の提供等並びに創作的活動等の提供
拠点の名称 (所在地)	地域活動支援センターI型事業「あおば」 (東京都羽村市栄町2丁目18番地1(福祉センター内)) 地域活動支援センターI型事業「ハッピーウイング」 (東京都福生市東町6番地8 MEビル3階)
運営形態	委託
所管課	障害福祉課

### ■地域子育て支援拠点事業

一般型（市事業名：地域子育て支援センター）	
主な対象者	就学前の乳幼児とその保護者
事業内容	保育施設が地域の身近な子育て支援の拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供
拠点の名称 （所在地）	太陽の子保育園 子育てひろば （羽村市五ノ神 3-15-7） 羽村たつの子保育園 子育てひろば たつっこ （羽村市五ノ神 2-6-20）
運営形態	補助事業
所管課	こども家庭センター
連携型（市事業名：子育てひろば事業）	
主な対象者	就学前の乳幼児とその保護者
事業内容	児童館を子育て支援の拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供
拠点の名称 （所在地）	羽村市中央児童館 （羽村市羽中 3 丁目 6 番 19 号） 羽村市西児童館 （羽村市小作台 5 丁目 28 番地 3） 羽村市東児童館 （羽村市神明台 3 丁目 30 番地 2）
運営形態	直営
所管課	こども家庭センター

### ■生活困窮者支援等のための地域づくり事業

主な対象者	地域において多様なニーズを抱える人・世帯等
事業内容	①課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等 ③課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する居場所づくり ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

支援機関の名称 (所在地)	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会 (羽村市栄町 2-18-1 (羽村市福祉センター内))
運営形態	委託
所管課	社会福祉課

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)

##### ① 事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した生活課題を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

多くの事案は、本人から事業の利用申込を得ることができない状態であることが想定されるため、このような対象者像を踏まえて本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。したがって、対象者を積極的に見つけるため支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

##### ② 支援の展開

運営形態	委託
支援機関の名称 (所在地)	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会 (羽村市栄町 2-18-1 (羽村市福祉センター内))
所管課	社会福祉課

#### (5) 多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)

##### ① 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関からつながれた複雑化・複合化した生活課題を有する事案であって、かつ、課題の解きほぐしが必要な事案に対して支援を行うものです。

複雑化・複合化した事案に対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事案全体の調整機能の役割を果たすものであり、そのことから支援関係機関を支援するという側面を持つ事業となります。

## ② 支援の展開

重層的支援体制整備事業推進会議	
事業内容	重層的支援体制整備事業の理念や制度及び各支援関係機関の業務内容を理解、具体的な庁内連携方法等の検討並びに事業の評価・進捗管理
対象者	個別的な検討は行わないため、対象者の設定はない
開催頻度	年数回程度の開催
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉健康部長</li> <li>・ 子ども家庭部長</li> <li>・ 障害福祉課長</li> <li>・ 高齢福祉介護課長</li> <li>・ 健康課長</li> <li>・ 子ども政策課長</li> <li>・ 子育て支援課長</li> <li>・ こども家庭センター長</li> <li>・ 教育相談室長</li> <li>・ 支援関係機関の課長職 (事務局) 社会福祉課</li> </ul>
運営形態	直営
所管課	社会福祉課
重層的支援会議	
事業内容	プランの適切性の協議、プランのモニタリング及び終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
対象者	複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯（単独の支援関係機関では対応が難しいケース） 本人同意：あり
開催頻度	随時開催
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援関係機関職員（事例の内容に応じて決定） (事務局) 社会福祉課</li> </ul>
運営形態	直営
所管課	社会福祉課

支援会議	
事業内容	会議の構成員に守秘義務を設け、潜在的な課題を抱える人に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合における情報共有に基づく支援の検討
対象者	・ 支援関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯 ・ 自ら支援を求めることが困難な者（潜在的な相談者）
	本人同意：なし
開催頻度	随時開催
構成員	・ 支援関係機関職員（事例の内容に応じて決定） （事務局）社会福祉課
運営形態	直営
所管課	社会福祉課

#### 第4章 計画の評価及び進行管理

本計画の評価及び進行管理については、重層的支援体制整備事業推進会議の中で実施し、各分野の既存事業については各個別計画の進捗状況の把握・評価の中で行います。

なお、本事業の評価にあたっては、数字による評価指標の設定は行わず、重層的支援体制整備事業の実施状況について、定性的な評価を行います。

〈定性評価の視点〉

項目	視点
重層的な支援の実施	・複数の分野での課題を有する市民・世帯に対して、支援関係機関の連携による支援が実施されているか
制度の狭間への支援の実施	・従来は、制度の狭間で支援の対象とはならない等の支援がしづらい事案に対して、重層的支援体制整備事業を通じて支援のしづらさが改善・解消されているか
支援者支援の充実	・支援を行う職員自身が孤立せず、ストレスなく活動できる体制が構築されているか ・支援を行う職員の心理的安全性が確保できる体制となっているか
伴走支援の実施	・市と地域の連携により支援の対象となる市民に対して、伴走的に支援が実施されているか

---

---

羽村市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 8 年 3 月策定

発行 羽村市

TEL 042-555-1111 (代表)

---

---